### 鳥取大学研究成果リポジトリ運用要項

令和2年4月1日 図書館長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、鳥取大学研究成果リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運用 に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 リポジトリは、鳥取大学(以下「本学」という。)における教育研究活動によって生じた学術的な成果物(以下「コンテンツ」という。)を電子的手段により蓄積・整理・保存し、学内外に無償で公開することにより、本学の教育研究活動を活性化し、学術情報の流通を促進することを目的とする。

(管理・運用)

第3条 リポジトリの管理・運営は、鳥取大学附属図書館(以下「図書館」という。) に おいて行うものとする。

#### (登録等要件)

- 第4条 リポジトリへのコンテンツの登録並びに登録されたコンテンツの公開及び利用 (以下「リポジトリ登録等」という。)が認められるのは、次の各号に掲げる要件を全 て満たす場合とする。
  - 一 本学における教育研究活動により創造された学術的な成果物であること。
  - 二 リポジトリ登録等について、関係する全ての著作権者及び共著者の許諾(条件付きの許諾を含む。)を得たものであること。
  - 三 出版社等により出版・公開されている場合は、投稿規定、出版契約等により定められた条件に反しないこと。
  - 四 法令、本学の諸規則及び公序良俗に反しないこと。
  - 五 電子的フォーマットで作成されているか、電子的フォーマットに変換可能で、インターネットを介して配信可能であること。
  - 六 その他リポジトリ登録等に支障を及ぼすおそれのないこと。

# (登録申請者)

第5条 リポジトリへのコンテンツの登録を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学に在籍している又は在籍していた教職員及び学生
- 二 本学の部局等又はそれらを母体とする団体
- 三 その他図書館長が特に認めた者

### (登録手続)

- 第6条 第4条の要件を満たすコンテンツについて、リポジトリへの登録を希望する者は、図書館長に別紙「鳥取大学研究成果リポジトリ登録申請書」(以下「登録申請書」という。)又は登録申請書と同様の内容を記載した任意の様式を提出の上、申請するものとする。
- 2 図書館は、前項の申請があった場合は、当該コンテンツが第4条の登録要件を満たしているかを調査した上で、リポジトリに登録するか否かを判断するものとする。
- 3 リポジトリへの登録にあたり、著作権は、本学には移転しない。

#### (コンテンツの取扱い)

- 第7条 図書館は、前条第2項により、コンテンツをリポジトリに登録する場合は、次の 各号に掲げる方法により、当該コンテンツを取り扱うものとする。ただし、リポジトリ の登録等に条件が付されている場合は、その条件の範囲内で取り扱うものとする。
  - 一 当該コンテンツを複製し、リポジトリを構成するサーバに格納すること。
  - 二 ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数に無償で公開し、別に定める利用条件のもとでの利用に供すること。この場合において、利用条件は、リポジトリ、個別のコンテンツ又はそのメタデータに明示するものとする。
  - 三 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行うこと。
  - 四 学内外の各種データベース等との連携のために必要がある場合は、当該データベース等を管理する者に、コンテンツ及びメタデータを提供すること。

# (登録コンテンツの利用条件)

- 第8条 リポジトリに登録されたコンテンツを利用しようとする者は、その利用に際して 次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
  - 一 法令、本学の諸規則及び公序良俗に反しないこと。
  - 二 リポジトリ、個別のコンテンツ又はそのメタデータに明示された条件に反しないこ と。
  - 三 リポジトリの運用に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

# (登録コンテンツの変更及び削除)

第9条 図書館は、次の各号に該当する場合は、リポジトリに登録されたコンテンツの変 更又は削除ができる。

- 一 当該コンテンツに関わる者が、理由を付して図書館長に変更又は削除の申請を行い、図書館長が承認した場合。
- 二 当該コンテンツが第4条の登録要件に反すると判明した場合等,図書館長が変更又は削除することが適当であると判断した場合。

# (免責事項)

第10条 本学は、リポジトリに登録されたコンテンツに起因する損害について、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。